

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		診療報酬の支払いの一時差止め(療育の給付)
根拠条例・規則等名		児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
条 項		児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項
所 管 部 課		保健衛生局保健所健康支援課 (電話 : 048-840-2219)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由: 認定基準が法令等の定めに具体的に規定され尽くされているため)
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		